銃砲刀剣類所持等取締法第１２条の３の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２１年１２月４日

奈良県公安委員会

委員長　岡　本　好　央

奈良県公安委員会規則第８号

銃砲刀剣類所持等取締法第１２条の３の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第１２条の３の診断を行う医師の指定に関する規則（平成２１年５月奈良県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則

第１条中「以下「法」という。）」の次に「第４条の３第２項（法第７条の３第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び」を加え、「（以下「医師の指定」という。）」を削る。

第２条中「医師の指定」を「法第１２条の３の診断を行う医師の指定」に改め、同条の表中「第５条第１項第２号」を「第５条第１項第３号」に、「第５条の２第３号」を「第８条第３号」に、「第５条第１項第３号及び第４号」を「第５条第１項第４号及び第５号」に改め、「介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１６項に規定する」を削り、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

法第４条の３第２項の診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１６項に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

第３条中「、医師」を「、前２項の医師」に改める。

附　則

この規則は、平成２１年１２月４日から施行する。